

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和6年5月9日（木曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前11時11分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 13人

座 長	高 田 重 信
副 座 長	柏 佳 枝
委 員	織 田 伸 一
//	田 辺 裕 三
//	久 保 大 憲
//	金 谷 幸 則
//	押 田 大 祐
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり

4 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	高 田 まどか
庶務課長	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	杉 林 睦 美

5 協議結果について

(1) 委員会のインターネット中継の開始について

(提案の趣旨：常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のインターネット中継の導入を具体的に進める。委員会での審議内容は重要であり、「見える化」を進める。導入が決まれば、議会改革検討調査会、政務活動費のあり方検討会等のインターネット中継についても検討する。)

継続協議とする。

(録画中継を行うことで当局の答弁を再確認でき、市民の方にとっては見える化となるという意見や、インターネット中継を行うことによって開かれた議会となるという意見があった。一方で、まずは質疑の内容を精査するなど、委員会の機能、内容を高めるべきであるといった意見や、本会議のインターネット中継の視聴数が伸びていない現状では、費用対効果の面からまずは本会議のインターネット中継の視聴数を増やす努力をしなければならないといった意見があった。また、音声データを公開することから検討してはどうかといった意見もあった。様々な検討課題があることから、継続協議となった。)

(2) 議選監査委員の廃止または1名減及び専門性のある識見監査委員の選出または公募について

(提案の趣旨：現在2名となっている議選監査委員を廃止または1名とし、専門性のある識見監査委員を選出または公募する。)

継続協議とする。

(当局の事業が専門的かつ複雑化していることや、議選監査委員が関連する企業や団体に関する監査の際は除斥となることなどから、専門性のある識見監査委員に任せるべきであるという意見があった。一方で、市長の裁量について民意の面から判断できるのは議員であり、議選監査委員を減らす必要はなく、識見のある方が必要であれば監査委員の定数を増やす方法もあるとの意見があった。議選監査委員の廃止または1名減についても意見の一致は見られず、様々な意見があることから、継続協議となった。)

また、協議事項の名称を変更したいとの提案があり、「議選監査委員廃止及び公募について」から「議選監査委員の廃止または1名減及び専門性のある識見監査委員の選出または公募について」に変更することで意見の一致が見られた。

6 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に久保委員、金谷委員を指名いたします。

 協議に入ります前に、令和6年度最初の議会改革検討調査会であり、新しく委員になられた方もおられることから、本検討調査会について、改めて確認させていただきます。

 本検討調査会は議長からの諮問を受けて、議会改革、議会活性化等について協議を行うことを目的として平成21年度に設置され、各会派からいただいた検討項目について順次、協議しております。

 協議については、必ずしも採決をとることはせず、本検討調査会の総意や一定の方向性を議長に答申し、その後、案件の性質、内容によって各派代表者会議または議会運営委員会に回付され、そこで最終決定をしていただいております。

 今任期の検討項目として、お手元に配付のとおり各会派から27項目を御提案いただきました。

 検討項目につきましては、前任期中と同様に、取り扱う事項をそれぞれ短期的課題、中期的課題、長期的課題として分類し、順次、検討を行っていくこととしております。

 まず、これらの項目の検討状況につきまして、お手元に配付した資料に基づいて事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料1から3について説明〕

座長 次に、今年度の会議の進め方についてですが、昨年度と同様に、まず、提案のあった会派から提案理由説明を行い、次に、不明瞭な点についての質疑、その後、委員からの意見をお聞きするという流れで進めていきたいと思っております。

 そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それではそのように決定いたします。
 それでは、検討項目の協議に入りたいと思います。
 初めに、協議事項の１番目、委員会のインターネット
 中継の開始についてであります。
 この件につきまして、令和４年度の本検討調査会の
 協議内容等について、まず事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料５について説明〕

座長 次に、前回の協議時に出た意見について、事務局から
 説明させます。

議事調査課長 令和４年１１月に開催された本検討調査会において
 お聞きした各委員からの御意見と、現時点で事務局
 より回答が可能な事項について説明いたします。
 １点目として、放送形態は生中継がよいのか、録画
 中継がよいのかという御意見がありました。
 まず、委員会のインターネット中継を行っている中
 核市は６２市中２７市であり、放送形態については
 生中継と録画中継を行っている市は１７市、生中継
 のみは２市、録画中継のみは８市となっております。
 なお、前回の本検討調査会でお示しした、令和２年
 ８月時点での状況は、６２市中２３市であったこと
 から、約３年間で４市が新たに委員会のインターネ
 ット中継を開始したことになります。
 次に、生中継・録画中継のそれぞれにメリット、デ
 メリットがありますが、生中継のメリットとしては
 委員会の審査の経過をリアルタイムに視聴できるこ
 とが挙げられます。一方、デメリットとしては中継
 にかかる事務局の事務負担の増や、トラブルがあっ
 た場合の即時の対応が求められることが挙げられま
 す。
 録画中継のメリットとしては委員会審査の経過を動
 画として保存できることや、正式なものではありません
 が、委員会記録の完成前に発言内容等を確認でき
 ることが挙げられます。一方、デメリットとして

は生中継と同様、事務局の事務負担の増が挙げられます。

生中継・録画中継のいずれを行うにしても、検討事項として、委員会の終了後に発言の取消しの申出があった場合の対応や、放送する映像や音声の質をどの程度とするのかということが挙げられます。

2点目として、ユーチューブで中継を行っている自治体があるという御意見がありました。

ユーチューブを採用することのメリットは事務局がユーチューブのチャンネルを管理できることです。チャンネルの管理を自ら行うことにより、初期費用を抑えられることに加え、編集や動画の管理にかかるランニングコストを抑えることができるかと思います。一方、デメリットとしては事務局がどこまでの作業を行うのかにもよりますが、事務局の事務負担が増加することが挙げられます。

なお、前任期で視察された下関市議会におかれましては、平成24年から委員会の生中継・録画中継をユーチューブで実施されていましたが、令和4年に突如、利用規約違反との理由でアカウントが停止となり、全ての機能が使用できなくなったとのことです。このことから現在、下関市議会ではユーチューブの使用を取りやめ、生中継・録画中継共に業者への業務委託に切り替えて運用していらっしゃいます。ユーチューブを使用する場合に要する費用の見積りは取っておりませんが、求める放送の質や、マイクやカメラの台数、音響設備などによって変わってくると考えられます。

3点目として、4つの委員会室のうち、インターネット中継をどの委員会室で行うのかという御意見がありました。

まず、費用の面からの回答となりますが、本会議用の既存の設備を利用する場合、当該設備が8階の音響調整室にあることから、7階よりも8階、第3委員会室よりも第4委員会室のほうが音響調整室までの距離が短いため、配線等の導入時の費用は安く済むのではないかと聞いております。

一方、前回の本検討調査会でも申し上げましたけれ

ども、委員会室１室のみを改修する場合、３月定例会での補正分に係る委員会は、全ての委員会を同時に開催することから一部の委員会はインターネット中継ができないものと考えております。

このほかの御意見として、委員会の進行や運営を工夫する必要があるのではないか、委員会をインターネット中継することで当局が委縮してしまう可能性があり、活発な議論が行われる仕組みにしなければ意味がないといった意見がございました。これらにつきましては、通告制の導入や、その他の質問の取扱いなど、委員会の運営方法の見直しも考えられると思います。

説明は以上です。

座長

それでは、提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員

今ほど事務局が説明してくださったとおり、委員会のインターネット中継の開始につきましては、過去にも協議を行っております。

平成２９年６月定例会で市民から陳情が提出され、不採択となったのですが、平成３０年７月の議会改革検討調査会において、私ども日本共産党だけではなく、社会民主党議員会、光、日本維新の会の４会派から検討項目として提案があり協議しました。そのときはまだ時期尚早であるという結論になりましたが、今任期の令和４年１１月に協議をした際には継続協議となりました。

議会は本会議以外でどのような活動をしているのか、それぞれの議員がどのような質問や発言をして、議案などに対してどのような態度を取っているのかを市民に見ていただくために、議会の見える化を進めることはどうしても必要なことだと思います。

この３年間で、委員会のインターネット中継を導入した中核市が４市増えたということもございますので、もう時期尚早とは言えないのではないのでしょうか。来年になりますと、市議会議員選挙がありますので、一刻も早く、今任期中に委員会のインターネ

ット中継の導入を決めて実施するべきだと思っております。

今日は皆さんからぜひ前向きな御意見をいただき、全会一致の賛成で導入という結論になればいいと思っております。よろしくお願いいたします。

座長 それでは、皆さんの御意見をお伺いしたいと思えます。

成田委員 委員会のインターネット中継については、4割を超える中核市で導入されているということで、全国的な流れもそのようになっていることは私たちも理解しております。

その中で、これまでの検討調査会でも出ている意見のとおり、やはり委員会の機能や内容を高めなければならぬと思います。今のまま、すぐに導入を決めていくことについては、私たちの会派内でもまだ合意形成が取れてない状態ですので、引き続き協議が必要かと思えます。

村石委員 委員会をインターネット中継するメリットとして、まず市民に対して見える化ができるということがあります。さらに事務局からも説明がありましたが、録画映像として後で見られるようにするということは、そこで議論した内容が残るということであり、非常に大きなメリットだと思います。なぜなら、委員会記録は委員会が終わってから5か月後、6か月後でないと公開されないのです。

委員会で質問したことや答弁を自分たちで確認できたり、市民の方に見える化できたりすることから、私は委員会のインターネット中継を導入するべきだと思います。

大島委員 定例会では、4つの部門別常任委員会を日を分けて開催しておりますので、生中継も可能ですし、とりあえず実施するとなれば録画中継でもいいと思えます。

現在、それぞれの委員会を第1委員会室から第4委

員会室で固定して開催していますが、生中継と録画中継のための設備を1つの委員会室だけに備えることで、同時開催でない限り、全ての委員会をその1室で開催する方法もあります。まずは今の運用の認識を変えていただくことがいいのではないかと思います。

総務文教委員会は筆頭委員会という位置づけで、4つの部門別常任委員会の中では最後にこの第1委員会室で開かれています。その感覚を少し変えていくことが導入に向けての第一歩だと思います。

予算的な問題や、いろいろな障害もあります。今もいろいろな意見を活発に述べられている委員の方々はいらっしゃると思いますが、生中継・録画中継されるとなれば、もっとたくさんの発言やパフォーマンスをされることもあると思います。最初は致し方ないとしても、通告などにより淘汰されていく中で、議員や議会の成長を待つという、導入期間のやむを得ないデメリットはある程度あるかもしれません。しかし、長い目で見れば、開かれた議会という意味でも生中継・録画中継のいずれかを選ぶタイミングになっているのではないかと考えております。

座長 今は特に何も設備がない状態ですけれども、とりあえず1つの固定した委員会室で全ての委員会を開催してみようという御意見ですか。

大島委員 先ほどの事務局の御説明では、インターネット中継を実施するならば、8階の音響調整室に近い委員会室で行うほうがいいということでした。そこをインターネット中継用の委員会室とし、同時開催のときはやむを得ませんけれども、1日の中で開催時間が重ならない場合はその委員会室を使用するのがいいと思います。

谷口委員 委員会のインターネット中継は、開かれた議会ということで、時代の流れ的にはその方向に向いているのだらうとは思いますが、4年間で4議会で採用されたことを、4議会も採用したと捉えるのか、4議

会しか採用していないと捉えるのかということだと思います。

平成30年の議会改革検討調査会で、各会派と事務局において調査・研究を深めることが必要であると協議されており、今、事務局のほうではいろいろと調査・研究されておりますけれども、各会派でどこまで検討されているのかというと、ほとんどされていないのではないかと。また、この検討調査会でも、どのような方法があるのかを自分たちでもっと調べてから協議を進めていかなければ意味がないのではないかと思います。

また、費用対効果について、お金がかかるから駄目だということはないのですが、1つの委員会室を整備するだけでイニシャルコストで800万円、ランニングコストで1年当たり200万円かかるということです。本会議のインターネット中継の視聴数が伸びていない現状では、まずは本会議のインターネット中継の視聴数を増やす努力をしなければならないのではないかと。

さらに、本会議のインターネット中継に関しては、議会報の誌面において質問した議員名の横にQRコードがついていて、そこから本会議の動画が見られるようになっており、市民の方に見てもらえるような取組をしています。そのようなことにもっと取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、導入するのであれば、議会として、そしてまた会派として、もっといろいろと調査を進めていかなければいけないと思います。

今、大島委員がおっしゃいましたが、とりあえずできることとして、例えば、次の定例会からでもすぐに、第4委員会室で4つの部門別常任委員会を順番に開催することは可能だと思うので、課題を1つ1つ潰しながら、導入に向けて進めていく必要があると。

ただ、今の段階で、今任期内で決められるのかというとなかなか難しい問題だと思います。

久保委員

まず村石委員がおっしゃった、委員会記録が完成す

るまでに大きなタイムラグがあるのではないかということについては、私もそのとおりだと思っています。タブレット端末が導入されましたが、現状では議員が会議の音声をタブレット端末で録音することは駄目だと決まっていますのですけれども、記者の皆さんは録音することが可能であると。事務局も今、録音されていますが、この録音データを聞かせてほしいと言うと、それはできないと。そうしますと、市民に限らず議員であっても、会議の内容を再度確認したいときには、事務局に文字起こしをしていただく作業を経ないといけない状況になっています。議会の権能や調査権として、また、本会議での討論にも生かすために、まずは音声データの取扱いをもうちょっと柔軟にしていくことは、あまり費用もかけずにできる運用ではないかと思っています。委員会のインターネット中継については、当然、税金が投入されます。今の状況では、人が見ないのに多額の費用を投ずることになりますので、あまり拙速に検討を進めるべきではないのではないかと。ずっと定点で中継するくらいならば音声だけでもいいと思いますので、例えば音声データを公開するのはどうでしょうか。もしくは委員会記録ができるまでの間は音声を確認できるような運用をするなど、そのような工夫も検討の余地は十分あると思います。検討課題が多いので、この議会改革検討調査会で何をどこまで決めるのかという、ゴール地点を決めていただくこともいいと思います。赤星委員からは、期待を持って今任期中にでも実現したいという話がありました。お金をかけずに試験的に取り組むことには反対しませんが、議会として本格的に実施するのであれば、もうちょっと足がかりのいいところから検討されてもいいのではないかと思います。

押田委員

久保委員の意見とちょっと近いところがあるのですけれども、録画中継であろうが生中継であろうが、インターネット中継を進めることに関して基本的には異論はないのです。

ただ、今、事務局からの説明で、事務局の負担増という言葉が何回か使われたのですが、マンパワーは足りるのでしょうか。本会議の中継を開始する際も、スイッチャーを使うのかどうかという問題で、そのような議論があったと思いますが、マンパワーは足りたのかという感じもするのです。結局、ケーブルテレビに入っていていただいてその問題はクリアしたと思うのですが、そのときも、ケーブルテレビではなくてユーチューブで放送すればいいという話がありました。空白の時間がある場合は動画を編集するのかといった話もあったかと思いますが、とてもではないが議会事務局ではできないという議論もあったと思います。

今回、クオリティーという話も出ました。今、久保委員が言われたように音声だけでもいいのではないかと。カメラの向きを調整したり音を拾ったりするという、恐らく事務局にかかってくる物理的な負担は乗り越えられそうなのか、そこから議論しなければならないのではないと思うのです。

録画中継にしても生中継にしても、異論はないのです。本当に物理的にできるのかという問題ですが、ちょっとまた座長のほうで調べていただくことが必要かと思います。

谷口委員

もう1つ気になっているのですが、実際に中継するとなったときに、この狭い委員会室の中に当局の職員が多いときで30人ぐらい入ることがあります。その後ろには傍聴者も入ると。

例えばカメラを動かすときに、傍聴者が映り込んでしまうということも考えていかなければならないのではないかと。

あとは、設備については今後の話だと思いますが、例えば当局の職員が30人いるときにマイクを何本要するのかなど、いろいろな課題がまだまだ出てくると思います。

それと先ほどこっちと言い忘れたのですが、令和4年に開催した調査会では、委員会の機能を高めることが重要であるという意見も出ております。やはり

委員会の中身がしっかりと機能しなければならない
と思っております、委員会では何を聞いてもいい
のですが、その内容をしっかりと精査しなければ、
本当に中継されたときに、これは何を聞いているのだ
ということになってしまうので、そうならないよう
にしていかなければいけないと思います。

尾上委員

私が議員になった頃に比べると、委員会の傍聴のル
ールが緩んでいるのですが、それにもかかわらず、
委員会を傍聴する方は本当に少ないのです。平日に
開催している委員会に仕事をしていらっしゃる方が
どれだけ来られるのかという問題もあると思いますが、
実際にインターネット中継をしたときに、どの
くらいの方が視聴してくれるのかということも考慮
する必要があると思います。また、先ほどもデメリ
ットとしてありましたが、やはり中継となりますと
発言１つ１つが公になりますので、かなり気をつけ
なければいけないと思います。

そのような中で、その他の質問を通告制にすること
や、その他の質問をやめるという話になると、果た
して委員会の中の活発な議論が守られていくのかと
いうことが一番懸念される場所かと思っております。

いずれにしても、検討の余地は十分あると思います。
先ほど赤星委員から今任期中に決めたいという話が
ありましたが、まだまだ議論する必要があると私は
思っております。

村石委員

上越市議会の委員会中継を見ますと、カメラは固定
されており、議員と答弁者が映っていて、簡単な装
置で中継をしている状況です。

赤星委員

村石委員もおっしゃった上越市議会に対して、コス
ト面について私も改めて聞いてみたのですけれども、
イニシャルコストはカメラや配信機器等の設備に４
８万５，３１０円、設置設定作業に４４万９，１９
０円で、合わせて９３万４，５００円、ランニング
コストにつきましては、通信回線使用料として年間

9万2,400円と、これだけで実施しているということです。

もう6年前に頂いた資料ですけれども、カメラは1つの委員会室だけに設置しており、委員側がコの字といいますか、Cの字に並ぶように席があって、3か所にカメラを設置している図が載っております。この資料はお配りしていないので分かりにくいと思いますが、費用面でもこのくらいの金額で実施しているところもあるということです。

あと、いろいろな意見が出た中で、まずは委員会の機能を高めないといけないという御意見がありましたが、委員会の機能を高めるとは具体的にどのようなことを想定しておっしゃっているのか、もしよければ教えていただきたいと思います。

成田委員

私も先ほど委員会の機能を高めると言いましたし、以前の協議でもそのような意見がありました。質疑の時間で当局に数字のみを聞くということが、委員会での質疑としてふさわしいのかということもありますし、委員によっては発言が長いこともあり、質疑は簡潔・明瞭にという委員長の指示どおりにきちんと行われているのか、ちょっと疑わしいところがあります。また、当局の方も準備不足なところがありますが、当局が答えられないような質問をされることもあります。通告制を取り入れている市もあると聞いておりますが、委員会の在り方については協議が必要かと思っておりますので、それらも含めて委員会の機能を高めるとことです。

赤星委員

富山市議会の部門別常任委員会での質疑の在り方につきまして、数字だけ聞くことや長々と聞くことについては、委員会の機能というよりも、その議員個人のスキルや資質の問題であり、もっと鍛錬や勉強が必要なのではないでしょうか。委員長の采配で、何々委員、ちゃんと聞いてください、ちょっと簡潔にしてくださいという指示をしながら運営をなさっているのです。ですから、みんながスキルアップす

るまで中継できないのであれば、いつまでたってもできないと思います。また、ありのままを見ていただき、市民から、何だあれは、何を聞いているのかと言われたほうが、議員側の緊張感がもっと高まり、努力しなければならないと思うのではないのでしょうか。

委員会の機能を高めるためには、ありのままを見ていただき、あの議員の質問は素晴らしかった、いや逆に駄目だったというような、いろいろな厳しい御意見をいただく必要がありますので、まずは中継することが大事なのではないのでしょうか。

座長

この程度でとどめたいと思います。

今、各委員から活発な意見をいただきましてありがとうございます。

今日は今年度に入って第1回目の検討調査会で、それぞれの委員からいろいろな観点での質問や意見もあったと思います。整理をしながら、会派の中や各会派間での意見交換をきちんと行い、質問に対する事務局からの回答や、いろいろな資料を皆さんにお渡ししながら、次回も継続して意見交換をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項の2番目、議選監査委員廃止及び公募についてであります。

まず、提案者であります政策フォーラム32から提案理由の説明をお願いします。

大島委員

当初は議選監査委員を2名廃止して、全て公募することを考えておりましたが、いきなりということもありますので、まずは協議事項の名称を「議選監査委員の廃止または1名減及び専門性のある識見監査委員の選出または公募について」に変更させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

座長 今ほど大島委員から、協議事項の名称を変更したいという提案がございました。
委員各位にお諮りいたします。今の提案につきまして、了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、今ほど大島委員がおっしゃった名称に変更いたします。

大島委員 皆さんも御存じのように、人口25万人以上の市においては監査委員の定数は4名が原則となっておりまして、議選監査委員が1名の場合は識見を有する者が3名、議選監査委員が2名の場合は識見を有する者が2名となっております。富山市の場合は、議選監査委員が2名、識見を有する者が2名となっております。

 識見を有する者のうち、市職員のOBの方を2名以上にしてはいけないという条件があることは、皆さんも御存じだと思います。

 現在、4名の監査委員のうち、2名を議選監査委員とする提案を当局が行い、議会がそれに同意するという形になっておりますが、当局が提案する2名の議員も、議会内部で選んだ方を提案しているという現状だと思います。

 平成30年に地方自治法が改正されまして、議員選出監査委員を選任しなくてもいいということに変わりました。

 これについては、地方制度調査会の答申で、議選監査委員は実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されておりましたが、その役割を評価する一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという意味で、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ねて、議選監査委員を置かないことができるというあり、そのように変わりました。

 現在、行政の事業は専門的になり、財政的にも非常

に複雑なものになっておりまして、専門的な監査委員でさえ、それを監査して真相を解明し、本当に公益性があるのかを見極めるのはなかなか難しい時代になっているのではないかと思います。

具体例を挙げれば、公設地方卸売市場の使用料の減免については、その具体的な条件が決まっていないので廃止するべきだという包括外部監査の報告が出てから約2年間そのままの状態にありまして、この前の本会議でも質問しましたが、使用料の減免がそのまま続けられている状況になっています。

また、富山市総合体育館の整備が全国初のRコンセッション方式により大きな予算をかけて行われるときに、その事業スキームを議員だけで読み取るのはなかなか難しいのではないかと、私自身感じております。

また、自分の関連する企業や団体に対する契約、補助金については、自分自身で監査することはできませんし、同僚議員に関係する事案についても、監査して意見を述べることはなかなか難しいと思います。法律の改正によって、議員自身が市と請負契約を結ぶことができるようになりましたので、その監査をしていかなければならないという時代を迎えて、やはり専門性のある監査委員に任せるべきだと思います。議選監査委員2名を廃止もしくは最低でも1名を廃止して、識見監査委員を選出もしくは公募することを提案します。

座長 ただいま提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

久保委員 私も監査委員を1年務めさせていただいた経験がありまして、その中で、確かに法律的な見地からより識見のある方がチェックされることはいいことだろうと思ったのですが、大島委員に確認したいのですけれども、監査委員の定数を増やして、識見のある方を新たに監査委員として迎え入れるということによってよいのではないかと。大島委員の提案の前提条件が議選監査委員を減らすことではなく、識見のあ

る方を監査委員に呼ぼうではないかということであれば、定数を変えることで対応できますので、議会からも御提案できると思います。まずその点についてはどうお考えですか。

大島委員

条例で増員することは可能だと思いますが、あくまで議員としての監査には限界があると思っておりますので、議選監査委員を減らすべきだと思っており

ます。
議選監査委員が2名のままで、識見監査委員を2名から3名、4名と増やすことについてですが、私は議選監査委員2名は多いと考えておりますので、定数を増やすことは考えておりません。

久保委員

会派としてというか委員としての意見は最後の意見を述べる場で言おうと思っておりますが、公募という話もありましたけれども、これは市長が専権事項として任命権を持っているもので、本来、議会側が公募をなさいと市長に言うべきではないのではないかと私は思うのです。議会から市長に対し、例えば識見を有する者として弁護士や公認会計士の資格を持った人をぜひ選んでほしいと助言やアドバイスをしたり、もしくは市長から提案された方がふさわしくないと思えば、議決をしないという選択肢があったりすると。

ただ、公募するということを議会側が決めることについて、私には大分違和感があるのですが、それについてはどうお考えですか。

大島委員

監査委員を公募しているところもあると思いますが、その場合は条例改正が必要ではないかと思っております。

市当局を念頭に置いて、あくまで監査される側とすれば、自分たちにとって都合のいい方が選ばれることが本当は一番ありがたいことなのです。監査で厳しいことを言う監査委員は避けたいのではないかと思うのです。

公募となれば、自分たちである程度いい方を選ぶと

いうことはないので、公募のほうがいいと私は思っております。

久保委員 藤井市長や過去に市長になられた方が、監査されるから自分たちに都合のいい人を選ぶということはまずあり得ない話ですし、もしそのようなことが見え隠れするのであれば、議会として明確なメッセージを出すことが本質であると思います。今の御説明を受け、大島委員の中では公募することが1つの大きなポイントだということは分かりました。他市でも実施していることを知っているのですが、ただやはり、市長の専権事項に対して議会があまりにも深く干渉していくことについては、もう少し調査・研究が必要ではないかと思います。

大島委員 これまでの包括外部監査の人選を見ていますと、非常に厳しい監査をしていらっしゃると思いますので、全く問題なく安心しており、包括外部監査委員としてはふさわしい方だと思っております。しかし、監査委員となりますと、絶えず監査する立場にありますので、やはりある程度、市から離れた立場の方が公募で選ばれることがふさわしいという考えが最初にあります。もし公募が難しいということであれば、やむを得ず選出することもあると考えております。

押田委員 多分、説明の中で議選監査委員には限界があると言われたと思うのですが、限界とは一体何のことなのかと。いわゆる能力的なものでしょうか。あとは、公平性のこともおっしゃったと思います。議員が関連している企業に対して、意見を述べて監査することは難しいと言われましたが、弁護士や税理士、大学の先生など識見のある方々にも横や縦のつながりが多分あると思いますので、議員だから駄目だという話にはならないと思います。公平性に関しては、議員もそれなりに持っていると思いますし、税理士なども持っている。あと、能力的なことを言われまして、識見監査委員

はある程度社会で認められた方もしくは資格を持っていらっしゃる方であると捉えたのですけれども、議員も選挙でその行動力や考え方を認められた人間だと考えれば、識見というのはおこがましい話ですが、社会的認知はあると思います。
やはり志もあって立候補しているので、議員だから監査委員をさせないというのはいかなものかと考えます。

大島委員

例えば法的な問題や財政的・会計的な問題については、議員はその専門家ではないので、やはり限界があると私は考えております。
また、自らの関連企業や団体に対する監査では、恐らく除斥事由になると思いますので、できるだけ避けるべきだと思います。
また、ある程度議員としてのキャリアを積んだ議長や委員長といった、かなりの経験がある方が監査委員になるという慣例がある議会も恐らくあると思いますが、監査委員として議員から選ばれた方が、この人で大丈夫かと思われるようでは話にならないのです。当局が緊張感を持って監査を受けるため、絶えず緊張感のある監査ができる方を議会でもこれまで選んできましたし、これからもそうあるべきですけれども、やはり限界があると私は思いますので、議選監査委員を1名、もしくは廃止という提案であります。

押田委員

そうなりますと、キャリアがあるからとか、特定のポジションを取ったからという理由で権威づけをしていくと。確かにそのような考え方もあると思いますが、どの人がいい、どの人が駄目という判断は、その人の主観にしかよらなくなってしまって、ルールがなくなってしまうと思うのです。
もう1点、専門家が監査するほうがいいと言いますが、専門家ばかり集めるのであれば、包括外部監査委員はもっと厳しい監査をしていると思いますし、それでは駄目なのかという話になってしまいます。法律の側面から見る人や人情的に見る人など、

いろいろな人が多角的に見ることが監査だと思いますので、多様性を持っていた方がいいのではないかと私は考えます。

座長

今、いろいろと質問があったのですが、あまりにも細かい内容でしたので、大きい方針としてどのようにしていくのかについて協議したいと思います。いろいろと意見交換をしたいと思いますので、この程度で質疑を終わります。

今、いろいろと細かく突っ込まれた部分もありますが、これから皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

本協議項目は、議選監査委員の廃止または1名減という点と、廃止後または1名減後の選任方法として公募制を導入する点の2つの項目から成っております。そのため、まずは議選監査委員の廃止または1名減について協議を行いたいと思います。

今ほど、押田委員からもいろいろと細かい質疑があったと思いますが、まずは廃止または1名減について皆さんの御意見を伺いたいと思います。

成田委員

私も議選監査委員の経験があり、議員の重要性については理解しております。これを廃止するという話はまずないでしょうし、議選監査委員の必要性について会派内で共有、合意形成ができていないので、1名減らすことに関しても会派に持ち帰って話をすることになると思います。今すぐ協議していくというのは拙速だと感じております。ただ、今回、大島委員やほかの方々の意見を聞いて、協議は必要だと思っておりますので、また会派に持ち帰ってこの議題について調査していきたいと思います。

久保委員

まず、法律や会計について識見のある方を監査委員に入れるために、議選監査委員を減らす必要はないと思います。監査委員の定数を増やせばいいと思いますので、まずはその点からも、議選監査委員を減らす必要はないと。

もう1つは、議選監査委員は何をするのかと言われ

ると、行政に一定程度の裁量がある場合があります。法律でも明確にならないことや、会計上ではなく、例えば政策を推進していく上で必要かどうかなど、市長の裁量について、政治的な一要は民意の面から見たときにそれが妥当かどうかを判断するには、弁護士や公認会計士よりも私たちのほうが優れているのだと思うのです。ですので、私たちは議選監査委員が必要ないとは全く思っておりませんし、むしろ、議員それぞれに価値観や考え方がある中で、2人の議選監査委員が様々な観点から市の政策や市長の裁量、当局の裁量について監査を進めていくことに關しては、あるべき姿だと思っておりますので、1名減についても、私たちとしては全く必要がないということでもあります。

座長

現状のままだがよいということですか。

（「現状のままです」と発言する者あり）

谷口委員

今年度、議選監査委員を務めさせてもらっています。まだ会議には2回しか出ていないのですけれども、昨日、富山県内の総会がありまして、そこに出席し、その後の研修会にも参加しました。そこで出てきた話ではありますが、そもそも監査委員の任期は2年だということです。

けれども、本市議会の議選監査委員の場合は1年ごとに交代となっているものですから、結局、1年でやめることは可能となっております。

まだ2か月しかたっていないので、中身についてはなかなか分からないのですが、やはり専門的な知識を身につけていくためには、議選監査委員の任期が2年であれば2年間務められるような仕組みをつくって、議員としてしっかりとチェックしていくことが必要だと思います。

そこで、議選監査委員が1人か2人かという話になったときに、ゼロにしてしまうのは、やはりチェック機能という部分で議会としてはなかなか難しいと思います。しかし、2人必要かと言われたときに、

なかなか判断がつかないところであります。先ほど大島委員が言われたように、議長などの経験者が務めるということから考えていくと、一回議選監査委員を務めたらそれ以降なれないことはないですが、そこはしっかりと議論して、人数についても決めていく必要がありますので、拙速になくせばいい、減らせばいいという話ではないと思います。

座長 継続で協議したいということですね。

大島委員 今、谷口議員がおっしゃった任期の件ですが、私は4年だと思っているのですけれども、事務局に確認してもいいですか。

議事調査課長 識見監査委員ですが、地方自治法上、任期は4年となっております。議選監査委員のほうは議員の任期となっておりますけれども、本市議会は慣例上1年で交代しております。

大島委員 慣例ではなくて法的なことを聞いているのですが、4年で間違いありませんよね。やめるからその残任期間を別の人が務めるだけで、4年で間違いはないのでしょうか。

議事調査課長 議選監査委員の場合は議員の任期となっております。

谷口委員 一応、もう一度調べます。申し訳ございません。ちょっと確認します。

赤星委員 私は大島委員の御提案に賛成です。先ほどおっしゃった地方自治法の改正のときの、議会は議会としての監視機能を高めるという説明については、本当にそうだと思います。
実例として3つ挙げられた公設地方卸売市場の使用料減免の問題や、富山市総合体育館のRコンセッション問題、議員の関係企業や同僚議員の企業に関して監査ができるのかといった問題もそのとおりだと思います。ただ、監査において議会としての見方が

全く不要ということはないと思いますので、議選監査委員を2名から1名にして、専門性のある識見監査委員を選出または公募する案には賛成したいと思います。

座長

今、成田委員からは会派でもう一度しっかりと検討していききたいということで、継続協議という意見があり、久保委員からは現状どおりという意見がありました。

今日ここですぐに結論を出すのは尚早かという思いもいたします。

つきましては、継続協議といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大島委員

追加で申し訳ございませんが、事務局で調べていただきました中核市の状況では、議選監査委員が決算委員会の委員にならない市が半数近くありました。自分で監査した内容を決算委員会でまた審査することは矛盾するという考え方だと思いますが、それが中核市の半数近くあったということだけお伝えしておきます。

座長

議選監査委員が決算委員にならないということですが、事務局はこの調査資料について、ほかの委員にも配付してください。

今、いろいろな御意見がありましたが、今日の議会改革検討調査会は今年度の第1回目ということもありますので、次回は委員会のインターネット中継と議選監査委員につきまして、今一度意見交換をさせていただきながら、方向性を定めていききたいと思っております。

ただ、来年度には改選もありますし、今年度中にしっかりとした方向性を出していきたいという思いがありますので、各委員におかれましては、会派に戻られまして、またいろいろな御意見を聞いていただき、本検討調査会で進めていきたいと思っております。

す。

そして、勉強会をやりたいなど、何か御意見がありましたら、後ほどでもいいので聞かせてもらえればと思います。

情報等につきましては皆さんに早めに共有させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほちょっと言い忘れたのですが、識見監査委員の公募についても、次回、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

本日、御協議いただいた検討項目につきましては、私から議長に結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。

次回の開催日程及び協議項目については、正・副座長で協議して、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和6年5月9日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 高 田 重 信

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 金 谷 幸 則